

## 平成 19 年ワ 498 号 「売買代金返還請求事件」

平成 23 年 9 月 30 日の判決言い渡し文 (13 時 05 分傍聴)

主文、

1. 被告は、原告に対し、10 億 9800 万円及びこれに対する平成 19 年 11 月 21 日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することが出来る。